

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第二項に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令に関する御意見募集について

平成16年3月1日
厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課

昨年(平成15年)の第156回通常国会において成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(平成15年法律第111号)第3条第2項では、家庭裁判所に対して性別の取扱いの変更の審判を請求するには、同条第1項の性同一性障害者に係る第2条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない旨規定されています。

このたび、この規定に基づき、別紙のとおり「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第二項に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令」を制定するに当たり、下記により広く意見を募集いたします。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。

記

1. 意見募集期限

平成16年3月19日(金)必着 郵送の場合も同日必着

2. 意見の提出方法及び宛先

ご意見等は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただくご意見等には必ず「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第二項に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令に関する意見募集について」と明記して提出してください。

電子メールの場合

電子メールアドレス：seishin@mhlw.go.jp

厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課宛

(ファイル形式はテキスト形式でお願いします)

ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3593-2008

厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課宛

郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課宛

提出のご意見等は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の場合は法人名・所在地を記載してください。ご意見及びこれらの事項は、公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。